

令和4年12月27日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和4年12月27日（火） 午後3時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 53 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 54 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 55 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

### その他

### 出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	4 番 宮脇 和幸	5 番 横段 登
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	16 番 椋開地 省二	17 番 本末 満	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

### 欠席委員

3 番 谷 新子

### 推進委員

山田 修 佐伯 健二 前田 耕壯 横村 満

### 事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査 根本主事

(午後3時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、8番 水場委員、9番 今井委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 谷委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、総会資料としては、JAくれだより84号のみです。その他の資料については、総会終了後の意見交換会の資料となりますので、その時に確認いたします。総会資料については、ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、柘原町字荒蒔〇〇〇番、地目は田、面積は532㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで84アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員 : 2番 田中です。譲受人は、申請地の隣で耕作しており、申請地と一体で耕作を行っていただくことでした。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町有清2丁目〇〇〇〇番の一部、地目は田、面積は1,406㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により、賃借権を設定するもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

経営面積は、申請地だけで14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は少し小高いところにあり、譲受人は年も若くやる気もあるようで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番と4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、下蒲刈町下島字柳谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で2,414㎡の農用地区域内農地、4番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,220㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで110アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：17番 本末です。申請地は現在も譲受人が管理しており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、3番と4番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、3番と4番は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字柳迫〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は畑、面積は合計で2,180㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し果樹を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。譲受人は、申請地の隣でレモンなどを作っており、意欲もあって特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、地目は田、面積は785㎡の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、令和4年2月28日付けで農地法第4条の規定による農地転用の許可を行っています。この許可に当たっては、許可日から5か月以内に工事を終了すること、また終了しない場合は、農業委員会の承認を受けることを条件としています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、施工業者の原材料確保や作業員確保が難しくなり、太陽光パネルの納期に遅延が発生しており、そのため工事期間を令和5年3月31日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

山 田 委 員：期間延長が短期間だが、今回申請の延長期限までに工事が終わらない場合は、再度延長できるのか。

事 務 局：必要であれば、再延長の申請することは、可能です。

議 長：他にないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番から4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：1番から4番につきましては、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して説明します。

1番の申請地は、安浦町大字中畑字神條〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,257㎡、2番の申請地は、安浦町大字中畑字岡山田〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,251㎡、3番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,678㎡、4番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番、地目は田、面積は1,208㎡の、いずれも第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電施設として利用するもので、規模等は、1番が太陽光パネル192枚、発電容量が49.5kw、2番が太陽光パネル144枚、発電容量44.55kw、3番が太陽光パネル168枚、発電容量49.5kw、4番が太陽光パネル156枚、発電容量44.55kwを設置するものです。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済みで、中国電力との電力需給契約については、認定書の写しの提出、確認受理をもって電力需給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、また農振農用地区域については、除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請の1番と2番は、安浦町中畑地区にあり、保全管理はできていますが、災害の河川工事等が現在も続いており、譲渡人が耕作の意欲を失ったため、農地転用すると聞いております。3番と4番は、安浦町女子畑地区にあり、こちらも保全管理はできていますが、譲渡人が高齢で耕作することが難しいとのこと。許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から4番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から4番は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、豊町大長字小長〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は608㎡の第2種農地です。

転用の目的は、木材や設備機器を置く資材置場として、使用するものです。

しかしながら、申請地は、以前から倉庫として利用され、現在は、倉庫を解体して資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、また農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：17番 本末です。申請地には、1か月前まで貯蔵庫が建っていましたが、今にも崩れそうだったとのことで、現在は取り壊して更地になっています。これまでも耕作しておらず、譲受人に買ってもらって、使ってもらうことで、周囲の人からしても良かったのかなと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番から3番は、申請人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：1番から3番の申請は、申請人及び転用内容が同一ですので、一括して説明いたします。1番の安浦町大字女子畑字前垣内〇〇〇〇番〇ほか2筆、2番の安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番〇ほか1筆、3番の安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番については、太陽光発電施設に転用する内容で、いずれも令和4年2月28日付けで農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っています。この許可に当たっては、許可日から1年以内に工事を終了すること、また終了しない場合は、農業委員会の承認を受けることを条件としています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、施工業者の原材料確保や作業員確保が難しくなり、太陽光パネルの納期に遅延が発生しており、そのため工事期間を令和5年3月31日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第55号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請  
について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、  
その農地を引き続き耕作する場合、この一部分の相続税額の納税が猶予されるもので、  
市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作する  
ことにより、猶予された税額の納税が免除されます。

この制度の適用に当たっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農  
業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類  
として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今  
回証明申請をしたものです。

1番の申請地は、広三芦1丁目〇〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、面積は合計で647㎡の  
第3種農地です。平成25年3月6日に相続により農地を取得したもので、9年目に該当  
し、現地調査で畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、畑としてきちんと管理されており、今は作物のできる時期で  
はないですが、春には野菜を植えているとのことでした。特に問題ないと思います。ご審  
議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で  
3,569㎡の第2種農地です。



平成22年5月3日に相続により農地を取得したもので、13年ほど経過しており、現地調査で畑として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。川尻町西3丁目の2筆は自宅のすぐ近くにあり、川尻町森3丁目の2筆は少し離れたところにあつて自宅から通っておられ、どちらも果樹や野菜が植えられていました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届出が7件ございましたので、報告します。

続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について2件を証明しましたので報告します。

議長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推進委員：なし。

議長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：なし。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第1回総会は、1月31日 火曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和4年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、農業委員・農地利用最適化推進委員の合同意見交換会を実施します。  
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後 3 時 3 0 分)